


目 次

第1章	総合戦略の位置付けと計画期間等	
1-1	総合戦略策定の目的	1
1-2	総合戦略の位置付け	1
1-3	計画期間	1
1-4	進行管理	2
1-5	第2期総合戦略における新たな視点	3
第2章	基本目標と施策体系	
2-1	杉戸町人口ビジョンにおける人口減少社会に対する基本方針	5
2-2	基本目標	5
2-3	施策体系	6
2-4	リーディング・プロジェクト	7
第3章	基本目標ごとの具体的な取組	
	基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	8
	基本目標2 杉戸町への新しいひとの流れをつくる	11
	基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	15
	基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	19
<参考>	総合戦略における各施策とSDGsの17のゴール(目標)	25
<参考>	国の戦略における目指すべき将来、基本目標、政策5原則の抜粋	29

ゴール	ターゲット		総合戦略における施策
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	基本目標 3 (2)多様な保育サービスの実施
	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	基本目標 4 (7)電子自治体の構築
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	基本目標 3 (2)多様な保育サービスの実施 (3)学校教育の充実 基本目標 4 (4)生涯学習事業の推進
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	基本目標 4 (8)地球温暖化対策の推進
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	基本目標 1 (1)近代的・魅力的な企業活動の促進 と新たな創業・就業支援 基本目標 2 (3)中心市街地の活性化
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	基本目標 4 (8)地球温暖化対策の推進
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	基本目標 1 (1)近代的・魅力的な企業活動の促進 と新たな創業・就業支援
	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	基本目標 1 (2)魅力ある農業の振興 (3)地域特産物や地域ブランドの開発 基本目標 2 (1)観光・交流資源の充実・活用 (4)シティプロモーションの推進

ゴール	ターゲット		総合戦略における施策
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	基本目標 2 (3) 中心市街地の活性化
	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	基本目標 1 (3) 地域特産物や地域ブランドの開発
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	基本目標 4 (3) 地域活動の充実
	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	基本目標 4 (5) 公共交通機関の充実
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	基本目標 2 (5) 移住・定住の推進
	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	基本目標 2 (1) 観光・交流資源の充実・活用 (2) 杉戸宿を活用した賑わいづくりの推進
	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	基本目標 4 (1) 安心・安全な暮らしを守る
	11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	基本目標 2 (3) 中心市街地の活性化
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	基本目標 4 (8) 地球温暖化対策の推進
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	基本目標 4 (8) 地球温暖化対策の推進
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	基本目標 4 (1) 安心・安全な暮らしを守る
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	基本目標 4 (8) 地球温暖化対策の推進

ゴール	ターゲット		総合戦略における施策
	17.17	<p>さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	<p>総合戦略のすべての施策</p>

<参考>国の戦略における目指すべき将来、基本目標、政策5原則の抜粋

1. 地方創生の目指すべき将来

(1) 将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

- ・人口減少を和らげる
 - ①結婚・出産・子育ての希望を叶える
 - ②魅力を育み、ひとが集う
- ・地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する
- ・人口減少に適応した地域をつくる

(2) 「東京圏への一極集中」の是正

2. 第2期における施策の方向性

【基本目標1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

- ・地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- ・安心して働ける環境の実現

【基本目標2】 地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる

- ・地方への移住・定住の推進
- ・地方とのつながりの構築

【基本目標3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

【基本目標4】 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- ・活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

【横断的な目標1】 多様な人材の活躍を推進する

- ・多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
- ・誰もが活躍する地域社会の推進

【横断的な目標2】 新しい時代の流れを力にする

- ・地域における Society5.0 の推進
- ・地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

3. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- (1) 自立性：地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるような施策に取り組む。
- (2) 将来性：施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
- (3) 地域性：地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
- (4) 総合性：施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
- (5) 結果重視：施策の結果を重視するため、明確な PDCA メカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。